

令和6年度坂町税等口座引落日について

種類	口座引落日				
住民税(個人) ※年金または給与からの天引きの方は除く	(一括)	6月26日(水)			
	(各期)	6月26日(水) 第1期	10月28日(月) 第3期	8月26日(月) 第2期	令和7年1月27日(月) 第4期
固定資産税	(一括)	4月26日(金)			
	(各期)	4月26日(金) 第1期	12月25日(水) 第3期	7月26日(金) 第2期	令和7年2月26日(水) 第4期
軽自動車税	4月26日(金)				
下水道受益者負担金	(各期)	8月26日(月) 第1期	令和7年1月27日(月) 第2期		
保育所保育料 水洗便所設備資金償還金 公営住宅使用料 留守家庭児童会負担金 介護保険料(各期) ※介護保険料は年金からの天引きの方は除く	(各期)	4月26日(金) 第1期	10月28日(月) 第7期		
	(各期)	5月27日(月) 第2期	11月26日(火) 第8期		
	(各期)	6月26日(水) 第3期	12月25日(水) 第9期		
	(各期)	7月26日(金) 第4期	令和7年1月27日(月) 第10期		
	(各期)	8月26日(月) 第5期	令和7年2月26日(水) 第11期		
国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 ※年金からの天引きの方は除く ※国民健康保険税は8期まで ※後期高齢者医療保険料は9期まで	(各期)	9月26日(木) 第6期	令和7年3月26日(水) 第12期		
	(各期)	7月26日(金) 第1期	12月25日(水) 第6期		
	(各期)	8月26日(月) 第2期	令和7年1月27日(月) 第7期		
	(各期)	9月26日(木) 第3期	令和7年2月26日(水) 第8期		
		10月28日(月) 第4期	令和7年3月26日(水) 第9期		
		11月26日(火) 第5期			

口座振替は、金融機関や役場へ出かける必要がなく、自動的に納付することができるため、おすすめしています。
問合せ 役場税務住民課 ☎820-1502

物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯・子育て加算)について

住民税均等割のみ課税世帯や、住民税非課税世帯等の子育て世帯に対し、給付金が支給されます。

	住民税均等割のみ課税世帯	子育て世帯加算分
対象	令和5年度住民税が均等割のみ課税されている世帯(住民税が課税されている方に扶養されている世帯は除く)	① 令和5年度住民税非課税世帯 ② 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯(左記の世帯) 上記①②と同一世帯の18歳以下の子ども(平成17年4月2日以降生まれ)が対象
給付金額	1世帯当たり10万円	子ども一人当たり5万円
申請方法	対象となる世帯には、申請書類が届きます。坂町で把握している金融口座が記載されていますので、内容を確認して返送してください。	
申請期限	令和6年5月31日(金)	

問合せ 役場民生課 ☎820-1505

春の火災予防運動 3月1日(金)～3月7日(木)

『火を消して 不安を消して つなぐ未来』(令和5年度全国統一防火標語)

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防意識を高め、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として実施しています。

家庭内での火気の取扱いに注意



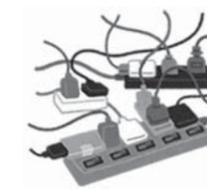
ガスコンロなど火気を取り扱う場合は、そばを離れない。



たばこの火種は、消えたかどうか絶対確認する。



ストーブなどの暖房器具の周りには、燃えやすいものを置かない。



電気器具を使用しない時は、プラグをコンセントから抜いておく。

各家庭での備え

火災による被害を防ぐため、各家庭で備えておきましょう!

- Point 1 早く知る!** 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置し、維持管理しましょう。
- Point 2 早く消す!** 火災を小さいうちに消すために、消火器を設置しましょう。
- Point 3 火を拡大させない!** 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用しましょう。

1月の火災・救急件数	
1月の火災件数 0件(年間累計 0件)	救急件数 65件(年間累計 65件)

愛の献血にご協力ください

健康な皆さんの善意の献血が、輸血を必要としている方の命を救います。
とき 3月17日(日) 10時～12時、13時15分～16時
ところ パルティ・フジ坂
 ご協力よろしくお願ひします。

問合せ 役場保険健康課 ☎820-1504

